

2022年9月13日

神戸市教育委員会  
教育長 長田 淳 様

神戸市立高等学校教職員組合  
執行委員長 島津 茂久

## 定年引上げに係る要求について

日頃から神戸市教育の充実と発展にご尽力いただき、また教職員の賃金・労働条件の改善に努力されていることに心から敬意を表します。

さて、神戸市職員の定年延長について、神戸市議会で条例と規則改正が行われますが、60歳を超える高齢教職員が持つ技術・知識・経験を活かし、働き続ける職場環境をつくらなければなりません。

つきましては、定年年齢の引上げは、賃金・労働条件、職場環境、働き方・業務のあり方など組合員にとって大きな影響があることから、下記事項を実現するとともに、十分な交渉・協議を行うよう要求します。

### 記

#### I. 制度導入にあたって

1. 教育職は加齢に伴う身体機能の低下が職務遂行に支障をきたす職種と理解し、高齢期教職員が、健康で安心して働き続けることができるよう職務のあり方を検討すること。
2. 60歳に達する年度の前年度における情報提供については、任用形態別に給与、労働条件、退職手当制度等が把握できるよう書面で示すこと。
3. 情報提供から意思確認の期間については、十分な熟慮期間を設定すること。また、変更が生じた教職員については、高齢期の生活に関わることから変更後の意思を尊重すること。
4. 高齢者部分休業制度について、職員の加齢による諸事情への対応や地域貢献等を図るため教職員に導入すること。制度導入にあたっては、代替教員の配置を行い、日常の業務に支障を生じさせないこと。

5. 適正な年齢構成や定員措置のため、一定の新規採用教職員を継続的に確保すること。
6. 暫定再任用短時間勤務、定年前再任用短時間勤務教職員を定数外とし、短時間勤務を希望する教職員が短時間勤務を選択できるようにすること。
7. 役職定年により降任等をされた教職員について、定年まで安心して職務に従事できるよう職務や職場環境等を配慮すること。

## II. 再任用制度について

1. 定年前再任用短時間勤務制度、暫定再任用制度のいずれにおいても、希望する教職員については、高齢期の生活に関わることから原則、希望者全員を採用すること。
2. 暫定再任用制度において、フルタイムか短時間かの選択は、あくまで教職員の希望によるという原則を確認し、恣意的な適用をしないこと。

## III. その他

1. 定年引上げに係る制度変更が、教職員の多忙化解消、業務改善につながるよう運用すること。
2. 介護等に係る制度を取得しやすいよう条件面の整備を行うこと。
3. 定年引上げに伴って、高齢期の人事異動のあり方を整理すること。
4. 定年引上げに伴って、人事評価のあり方を整理すること。
5. 定年引上げに伴って60歳以降の常勤講師の処遇を改善すること。
6. 来年度より地方独立行政法人下に入る工業高等専門学校教職員の定年引上げに係る処遇について、最大限の配慮を行うこと。また、工業高等専門学校については必要に応じて別途協議すること。

以上